

社会保険料(国民年金保険料)についてのお知らせ

問 住民環境課 年金係
☎476-1111(123・126)

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます ～ 年末調整・確定申告まで大切に保管してください～

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、扶養親族(配偶者や子ども等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う必要があり、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

平成30年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られてきますのでご確認ください。
(平成30年10月1日から12月31日までの間に、今年をはじめ国民年金保険料を納められた方へは、平成31年の2月上旬に送られてきます。)

国民年金は、老後はもちろん不慮の事故(※障害年金)など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料の納め忘れがないようご確認のうえ納付ください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、控除証明書のハガキに表示されている電話番号にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004(ナビダイヤル)

お口元気歯ッピー検診はお受けになりましたか？

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(134・135)

鹿児島県後期高齢者医療広域連合で、今年の3月31日までに75歳の誕生日を迎えられた後期高齢者医療の被保険者を対象に、口腔検診(お口元気歯ッピー検診)を実施しています。

検診の期限は平成31年1月31日までとなり、検診料は無料です。鹿児島県内の歯科医療機関にご予約の上、ぜひ受診してください。

なお、5月末に圧着ハガキにより受診券が送付されていますが、お手元がない方は下記のお問い合わせ先へご相談ください。

いつまでも、元気で生き生きと過ごせるよう、口腔検診を受けてお口から健康になりましょう。

【お問い合わせ先】 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 業務課 保健事業担当
☎099-206-1329

